

第 6 2 回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和 4 年 8 月 2 4 日 (水) 午後 1 時 2 0 分から午後 2 時 5 5 分

開催場所 姫路市役所 1 0 階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏 名	出 欠	署名委員	備 考
1	福 永 利 一	出席		
2	松 尾 富 昭	出席		
3	福 岡 溜	出席		
4	中 塚 良 幸	出席		
5	田 原 仁 志	出席		
6	田 口 繁 克	出席		
7	尾 川 和 男	出席		
9	田 中 博	出席		
10	飯 塚 祐 樹	出席		
11	萩 原 和 好	出席		
12	高 濱 宏 幸	出席		
13	岡 本 富 博	出席		
14	宮 下 裕 光	出席	○	
15	橋 本 静 枝	出席	○	
16	小 林 忠 明	出席		
17	青 田 誠	欠席		会長職務代理者
18	大 塚 正 稔	出席		会長職務代理者
19	岸 本 英 夫	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

傍聴人 1名

議事内容

議案第1号	農地確認及び非農地確認について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	畑地転換届について
報告第1号	農地法第3条の規定による許可申請等に係る事情聴取について
報告第2号	農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号	農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号	合意による解約等の通知について
報告第5号	畑地転換届について
報告第6号	県許可案件の許可状況について
報告第7号	農業経営改善計画（認定農業者）の認定について
報告第8号	令和4年度農地パトロールの結果について

(令和4年8月24日 午後1時20分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第62回総会を開催致します。

【議長挨拶】

現在の出席者数は、農業委員18名中17名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、青田委員より欠席の連絡を頂いております。
なお、本日は傍聴希望者が市内に居住する方で1名おられます。
それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を宮下委員と橋本委員にお願いいたします。
それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願いたします。
まず、議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号（P1～P2）を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、農地確認の申請が1件、非農地確認の申請が11件提出されております。

まず、農地確認です。

船津町の田628㎡につきまして、城見台四丁目の[]より「昭和40年9月22日付で4条許可を受け、農業用倉庫を建築し利用していたが、令和3年5月に取り壊し、現在は田として利用している」との申請です。現況は「田」となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

次に、非農地確認です。

まず、1番です。白浜町の畑2筆計131㎡につきまして、白浜町甲の[]より「平成5年以前より、原野となっている」との申請です。

2番です。

西今宿一丁目の田409㎡につきまして、東今宿六丁目の[]より「平成元年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

3番です。

西今宿一丁目の田396㎡につきまして、下手野三丁目の[]より「平成元年以前より、露天駐車場として利用している」との申請です。

4番です。

刀出の田745㎡につきまして、網干区坂上の[]より「平成12年以前より、露天資材置場及び倉庫敷地として利用し、現在は倉庫が取り壊され更地となっている」との申請です。

5番です。

林田町六九谷の田145㎡につきまして、たつの市の[]より「昭和61年以前より、物置2棟の敷地として利用し、現在は物置敷地及び更地となっている」との申請です。

6番です。

林田町六九谷の田77㎡につきまして、林田町六九谷の[]より「平成6年以前より、住宅敷地の一部として利用している」との申請です。

7番です。

安富町瀬川の田191㎡につきまして、安富町瀬川の[]より「平成3年以前より、山林となっている」との申請です。

8番です。

安富町狭戸の畑145㎡につきまして、安富町狭戸の[]より「平成10年頃より、原野となっている」との申請です。

9番です。

別所町北宿の田294㎡につきまして、別所町北宿の[]より「平成11年以前から、住宅敷地として利用している」との申請です。

10番です。

香寺町恒屋の田、畑3筆計1,579㎡につきまして、香寺町恒屋の[]より「平成8年以前から、竹林となっている」との申請です。

11番です。

香寺町須加院の田58㎡につきまして、香寺町須加院の[]より「平成8年以前から、農業用倉庫敷地として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員より「適当である」との意見を頂いております。

各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局よ

り説明をお願いします。

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P3～P5）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、18件提出されております。

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。14番の案件でございますが、譲受人を「 」に訂正をお願いします。

1番から3番、10番、17番が市街化区域の案件であるほかは、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。1番から7番が現在耕作面積0㎡の方の案件、8番9番は今回許可されると下限面積を超える方の案件、10番以降が既に下限面積を超えている方の案件です。申請地は、10番を除きいずれも譲渡人・貸人の「自作地」となっています。10番については貸付地ですが、譲受人の耕作地となっています。譲受人・借人はいずれも「個人」です。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」については、11番が29kmである外は、いずれも15km以内となっております。なお、4番は現住所から集落地内に転居予定となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、それぞれの案件について概要をご説明いたします。

1番です。

砥堀の田1, 074㎡につきまして、砥堀の が、大阪府吹田市の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は、市街化区域の下限面積1, 000㎡を超える1, 074㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、 の現在の耕作面積が0㎡であり、中南部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

2番3番です。

大津区天満の が、勝原区朝日谷の田700㎡につきましては、勝原区朝日谷の より「購入したい」との所有権移転の申請と、勝原区朝日谷の田860㎡のうち300㎡につきましては、勝原区朝日谷の より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「水稲、露地野菜」となっております。この件許可されますと、 の耕作面積は、市街化区域の下限面積と同じ1, 000㎡になる予定です。なおこの案件、 の現在の耕作面積が0㎡であり、中南部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

4番です。

林田町松山の田3, 232㎡につきまして、広畑区則直の が、香寺町須加院の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 232㎡になる予定です。作付作物は「水稲、野菜」となっております。なおこの案件、 の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

5番です。

夢前町前之庄の田8筆計4, 150㎡につきまして、夢前町前之庄の が、大阪市の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は、都市計画区域外の下限面積

3, 000㎡を超える4, 150㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。なおこの案件、 の現在の耕作面積が0㎡であり、北西部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

6番7番です。

豊富町御蔭の が、豊富町豊富の田839㎡につきましては、豊富町豊富の より「購入したい」との所有権移転の申請と、豊富町豊富の田2筆計2, 573㎡につきましては、豊富町豊富の より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 412㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。なおこの案件、 の現在の耕作面積が0㎡であり、北東部地区農政協議会では「新規農家に該当するため事情聴取をするように」との意見となっております。

8番9番です。

豊富町神谷の が、豊富町神谷の田、畑2筆計602㎡につきましては、豊富町神谷の より「購入したい」との所有権移転の申請と、豊富町神谷の田565㎡につきましては、豊富町神谷の より「借り受けたい」との使用貸借権設定の申請です。作付作物は「野菜」となっております。この件許可されますと、 の耕作面積は、調整区域の下限面積3, 000㎡を超える3, 180㎡になる予定です。

10番です。

的形町的形の畑657㎡につきまして、博労町の が、立町の より「購入したい」との所有権移転の申請です。申請地は譲受人の耕作地であり、この件の許可による耕作面積の変動はありません。作付作物は「野菜」となっております。

11番です。

勝原区下太田の田3筆計2, 002㎡につきまして、加西市の が、勝原区下太田の より「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は6, 150㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

12番13番です。

打越の が、打越の田2筆計1, 252㎡につきまして、神戸市の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は5, 875㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。なお、 については、畑地転換届も同時に受付しております。

14番です。

林田町中山下の田4筆計4, 089㎡につきまして、林田町下伊勢の が、林田町中山下の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は39, 259㎡になる予定です。作付作物は「水稻、野菜」となっております。

15番です。

林田町口佐見の田3筆計2, 919㎡につきまして、林田町口佐見の が、埼玉県所沢市の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は16, 251㎡になる予定です。作付作物は「水稻」となっております。

16番です。

安富町末広の田、畑3筆計886㎡につきまして、安富町末広の が、広畑区西蒲田の より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、 の耕作面積は3, 917㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

17番です。

御国野町国分寺の畑224㎡につきまして、車崎一丁目の[]が、千葉市の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は2,422㎡になる予定です。作付作物は「豆」となっております。

18番です。

船津町の田1,208㎡につきまして、船津町の[]が、船津町の[]より「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、[]の耕作面積は6,225㎡になる予定です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

何か、ご意見ご質問等ございますか。また、報告や補足説明等ございますか。

松尾委員

12番の案件ですが、畑地転換届も出ているとのことですが、畑地に転換した上で水稻を作付けするのですか。

大塚委員

この案件は、この2筆には25センチほどの高低差があつて、低い方に土を入れ、面を合わせて1枚の田にして、水路も水口も触らない、地元農区も了解しています、不在地主で放棄田となる恐れがあり、有効活用して耕作しやすいようにする、とのこと。

事務局

これにつきましては、議案では「畑地転換」となっていますが、正確には「畑地転換等届」でして、水田の畑地転換の他に、畑への盛り土も対象としています。制度の趣旨としましては、農地に盛り土をする行為が無断転用と誤解されないよう、あらかじめ関係者と調整しておくことが趣旨ですので、今回は田に盛り土する行為ですが、この手続きをしていただいております。

議長

ほかに、ご意見ご質問、その他補足事項などございますか。

小林委員

[]の関連なんですが、[]今回こういって審議が出ておると。実は北西部でも言ったんですけども、従来貸借でやっておられたんですけども、草が少し高くて、このままではだめだなあということで言いましたところ、即クレイモアで草刈るわということで、それなら早くやってくれよと。それと昨日、実は農業委員会事務局と私と推進委員の大谷さんの4名で、[]現地調査、パトロールをしました。そんな中で、今クレイモアで草を刈ってその後牛糞を入れてトラクタで鋤きこんでる状態で、まあ、本人の水稻、畑作をやりますという申請なので、そういう状態にしておるので、そういうことの報告の中で言ったんですけども、そういうことでまあ総会で、ああそういう状況かということの報告です。皆さんで報告が物足りないかもわからないけれども現状はそういうことなんです。

議長

はい、補足説明ありがとうございます。

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

1番から7番の計5件ですが、いずれも地区農政協議会において新規農家として事情聴取が必要との意見を踏まえ、この5件事情聴取を行う、ということでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、9月7日に来ていただきまして、事情聴取を行いたいと思います。

その他、なにかございますか。

各委員

・・・

議長

なければ、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。
それでは、次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P6)を説明する。
〔農地法第4条の規定による許可申請について〕

農地法第4条の規定による許可申請について、この度は、1件の申請が提出されております。

調整区域の林田町六九谷の畑38㎡につきまして、たつの市の■■■■より「住宅敷地の拡張をしたい」との転用の申請です。申請地の「農地区分」は、集団性のある農地の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「既存敷地の2分の1以下の拡張」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、住宅敷地を拡張し、庭及び進入路を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。現況はすでに一部「宅地」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

続きまして、農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可が不要となっておりますが、これに該当することの確認願が3件提出されております。1番3番が調整区域の案件、2番が都市計画区域外の案件となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

林田町奥佐見の田71㎡につきまして、林田町奥佐見の■■■■より「露天農機具置場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「露天農機具置場」となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

2番です。

安富町瀬川の畑459㎡のうち122㎡につきまして、安富町瀬川の■■■■

より「農業用物置として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農業用物置敷地」となっております。

3番です。

番寺町須加院の田191㎡につきまして、番寺町須加院のより「農業用倉庫として利用したい」との確認申請です。「事業内容」につきましては、農業用倉庫1棟を建築する計画となっております。現況は「田」となっております。

いずれの案件も、北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

……。

議長

ないようですので、議案第3号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手を確認しましたので、「農地法第4条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第29条第1号の確認」については確認とします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」及び「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号(P7~P9)を説明する。
〔農地法第6条の規定による許可申請について〕

説明に入ります前に資料の一部訂正をお願いいたします。11番の案件でございますが、申請人にて申請内容を補正中ですので、案件の削除をお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、10件の申請が提出されております。1番から6番が調整区域の案件、7番以降は都市計画区域外の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

網干区津市場の田737㎡につきまして、網干区津市場のより「譲り受けて、農業用倉庫、露天駐車場、露天資材置場を建てたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」ですが、農業用施設用地へと変更されております。「事業内容」につきましては、農業用倉庫2棟を建て、4台分の露天駐車場と露天資材置場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、建築許可不要証明が申請中となっております。現況は「田」となっております。

2番から5番です。

石倉の田8筆計6,923㎡につきまして、石倉のより「使用貸借権で借り受けて、土壌改良を行いたい」と

の一時転用の申請です。「事業内容」につきましては、水の便が悪い水田に盛り土を行い畑地に転換する計画で、事業期間2年間の一時転用となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、現況は「田」となっております。畑地に転換後は申請者の[]が当該農地を借り受け、耕作を行う計画とのことです。申請地は農地中間管理機構が中間管理権を有した状態ですが、現在18条解約手続き中となっております。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」となっておりますので、当該転用による姫路市農業振興地域整備計画上の支障の有無について市農政総務課へ意見を求めたところ、「農地を土壤改良するにあたり、支障なし。」との回答を得ております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

6番です。

林田町口佐見の田437㎡につきまして、林田町口佐見の[]が、埼玉県所沢市の[]より「譲り受けて、農業用倉庫を建て、農作業場を設けたい」との転用の申請です。現況はすでに建築、造成済で、農業用倉庫、農作業場となっております。

7番です。

夢前町置本の田335㎡につきまして、城北新町三丁目の[]が、夢前町置本の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場、駐輪場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積112.2㎡の一般住宅を建築し、2台分の露天駐車場と駐輪場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「田」となっております。

8番です。

夢前町前之庄の田4筆計2,921㎡につきまして、夢前町前之庄の[]が、飾磨区矢倉町二丁目の[]より「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、事業拡大に伴い乗用車7台、トラック16台計23台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「自己資金」、現況は「畑」となっております。なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「特に問題は無く、許可相当である」との意見となっております。

9番です。

夢前町筋野の田439㎡のうち225㎡につきまして、夢前町筋野の[]が、夢前町筋野の[]より「使用貸借権で借り受けて、一般住宅を建て、露天駐車場を設けたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、床面積110.95㎡の一般住宅を建築し、2台分の露天駐車場を設ける計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、「融資」、現況は「田」となっております。

10番です。

安富町塩野の畑1,072㎡につきまして、たつの市の[]が、安富町塩野の[]より「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。「事業内容」につきましては、太陽光パネル200枚、パワコン10台、[]の太陽光発電設備を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、景観条例届出が手続き中となっております。現況は「畑」となっております。なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えております。

が、姫路市農業委員会申し合わせ事項において、小規模太陽光発電設備の設置を目的とする転用許可案件に係る現地調査は行わないこととしております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

〔農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認について〕

続きまして、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」についてご説明いたします。認定電気通信事業者が、その事業のために農地を利用する場合、転用許可は不要ですが、事前に県知事と協議をするか、簡易な施設の設置の場合は農業委員会へ届出をすることとなっております。この度は、農業委員会への確認願が2件提出されております。

1番は調整区域の案件、2番が都市計画区域外の案件となっております。

東京都世田谷区の[]が、西脇ほか1か所の田畑、各4㎡について、「貸借権で借り受けて、携帯電話用無線施設として利用したい」との申出です。申請地の農地区分につきましては、どちらも集団性のある農地等の第1種農地となっております。「事業内容」につきましては、どちらも14.8mのコンクリート柱にアンテナ等を設置して、携帯電話用無線施設として利用する計画となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、どちらも周辺農業への支障はないものと考えます。

どちらの案件も、北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有り難うございます。

2番から5番と8番について、転用面積が1,000㎡を超えていますので、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しました。メンバーの田摩委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

田摩委員

報告します。

まず、2番から5番の石倉の件についてです。場所は太市石倉、国道29号線の交差点のところから林田の方に向かっていきますと右手側に大津茂川がありますが、その大津茂川の東側一帯です。8筆となっておりますが、現地は2枚の田となっております。といいますのは、平成の初めに圃場整備を行ったところでして、当時から水の便が非常に悪いということで、近年は中間管理機構に委託をしておるとい状況です。そこを[]が借地として借りようということなんですけれども、その水の便が悪いということを解消するために、順次2年をかけて、東の畑地の高さまで地上げをするという状況です。おおよそ1メートルくらいの高さになると見えました。これにつきましては、石倉農区及び隣接同意すべてそろっており、問題はなかろうかと思えます

次に8番ですが、夢前町前之庄の夢前川のすぐ西側で、ここに運送会社がありまして、事業の拡大でトラックや倉庫を増設しているところです。現在は雑草に覆われた土地でした。申請は1件ですが実際には2か所に分かれて設置されるということです。これも農区及び隣接同意も行われておりますので、問題はなかろうかと思えます。以上です。

議長

はい、詳細な報告、ありがとうございました。

8番は、2年ほど前に敷地拡張で現地調査に行った記憶があります。今回はその南側となっております。

それでは、質疑応答、補足説明も含めまして、なにか、ございませんか。

各委員

……。

議長 ないようですので、議案第4号について、採決します。許可相当とすることに賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認したので、「農地法第5条の規定による許可申請」については許可相当、「農地法施行規則第53条第14号の協議及び確認」については確認とします。

次に、議案第5号「畑地転換届」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号(P10)を説明する。
〔畑地転換届について〕

この案件は、7月受付分として7月総会にてご審議頂き、その結果、届出書に「水利代表・農区等同意書」の添付がなく、8月7日に開かれる自治会の会合で申請人と自治会が協議をされる予定とのことから、その機会を与え結論を待つ、との理由で継続審議となったものです。

1番2番3番です。

林田町下伊勢の[]より、林田町中山下の田6筆計6、222㎡につきまして、「ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る」との届出です。現況はすでに「畑」となっております。

この件につきまして、申請人の[]から追加資料として、「水利代表・農区等同意書を提出できない理由書」の提出がありました。あわせて、現況写真を追加資料としてお配りしていますので、現在の農地の状況をご確認ください。

なお、8月7日に予定されていましたが自治会の会合は、コロナ蔓延の状況のため、8月21日に延期となり、それもまた延期する、との連絡を自治会長から書面にいただいております。

北西部地区農政協議会におきましては、「地元同意が得られていない理由書の提示はあるが、やはり地域の意向を知ることができていない状況において勝手に話を進めるべきではなく、自治会総会の開催を待つべきで、それまで結論は保留としたい」との意見となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

今、事務局からの本件に関する経緯説明をいただきましたが、姫路市農業委員会といたしましては、やはり地域の農区、自治会等の意見も十分に聞きながら、確認を取りながら、前へ進めてまいりたいと、いうことで、再度、本件につきましては、地区協議会に諮っていただいて、慎重に審議を重ねていただいた上で、再度、総会で最終的な判断をしてまいりたいと、いう風に考えますが、皆さん、よろしゅうございますか。相当期間を要しておりますけれども、慎重を期して本件を処理したい、という風に私も考えております。それで、よろしいですか。

小林委員 この件につきましては、本当に皆さんに心労を与えておるわけなんです、その中で、林田の小林はなにをしておるんかという思いもあるかと思っておりますけれども、直近の動きを、皆さんに報告しておきます。

私一人では、やはり力不足でこの難題を解決できないという中で、林田で推進委員さん、下伊勢の山下さん、上構の大谷さん、私との3名で、なんとか解決せなあかんということで、中山下地区から質問状が20数件でてるんですね。いろんな面でね。それに対して、農業委員会が回答せなあかん質問、それから当事者の[]が回答せなあかん、そういった質問状が20数件提起され

ておるんです。それで、我々3人で縦に線を引いて、当事者、中山下地区、農業委員会イコール農業委員と思っておりますけれども、線を引いて、この1番は農業委員会が答えるもの、この2番は当事者から聞いての話し合いと、そういう整理をしようという形で、今現在、それについては、農業委員会事務局に農業委員会として農業委員としてその質問に該当する部分については、わかりやすく納得がいくような文言を考えてくださいと言うて、ここ2、3日の話ですけども、そういうことをしています。それとともに、昨日中山下の自治会長と、それから不安がっている住民の方1人と、私たち委員3人でうちきてください、と言って、その今からの第1歩を踏み出すことを中山下の自治会長にも伝えました。そんな中で、質問状が、今の段階では当事者の[]にわたっていない状態なんです、自治会長から聞いたら、それで今回、今言ったこうせいの中で、今度は自治会長から確実に、こういう形で行きたいんやということで当事者の[]に持って行ってくださいと、それでとにかく、当事者[]、中山下地区、それからオブザーバーとして私たち3人がその中で行くと、行こうということで、今現在直近ですけどもそういう動きをしておりますので、事務局にもこれはすぐに答えられない部分があるかと思うので慎重にやってくださいと、いうことをお願いします。だからあの、そんな中でね、まあまあ動きとしては双方会ってくださいと何回もお願いしとんのやと私この会議でも言っておりますけれども、そんな中で双方が会えないということが現状で、本当に申し訳ないんですけども、我々3人がそういう考え方も3人寄ればと昔の人が言っておられますけれども本当にそのとおりで今現在そういう形で進んでいるのを皆さんにここで報告しときます。以上です。

議 長

小林委員から現状報告をいただきました。
この件について、ご意見なりなにかございましたらお願いすることといたします。
なにか、ございませんか。

各 委 員

・・・

議 長

ないようでございますので、先ほども申し上げましたけれども、本件は自治会の総会が開かれて、いろんな意見があろうかと思っておりますけれども、それを踏まえて、改めて地区協議会の方へ差し戻しと、いうことでよろしゅうございませうか。

各 委 員

異議なし。

議 長

「異議なし」の声を得ましたので、先ほども申し上げたように、もう一度審議のやり直しを行うということに致します。
以上で、本日の議案についてすべて終了いたしました。これより報告事項に入ります。
報告第1号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

報告第1号(P11)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請に係る事情聴取について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る事情聴取について、7月にご審議いただきました新規農家4件の事情聴取を、8月3日に実施していただきました。当日は、いずれもご本人が来庁され、担当委員より、営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、同日付にて許可書を交付しております。

議 長

有り難うございます。この事情聴取の概要報告を、福永委員からお願いしま

す。

福永委員

1番目は、 の女性の方ですが、奈良県で農家の研修を受けていると、夢前で空き家を購入し家の前の畑で農業をしたい、ということです。畑は小石交じりですので、土壌改良から取り組むという様なことをおっしゃってました。元気な女性で意欲に燃えておられました。

2番目ですけれども、不在地主の不耕作農地であったものをいろいろ話し合われて、農区、自治会、農業者の同意を得てやっと受け手が決まったと。水稲、野菜を作るとい話でございます。自営業ですが同じ村中ですので、がんばってやっていただけたと思います。

3番目の方ですが、義理のお父さんの田んぼを引き継いでやるということで、当分はお父さんに助けてもらいながら水稲、露地野菜を作っていくたい、ということです。

4番目は、元中国の方ですが夢を持っておられまして、現在は会社勤めですが退職して農業に専業したい、と言っておられます。いちご、イチジク、果物などを作っていくたい、とのこと。将来的には子供たちを対象とした農業体験も計画しておられるとのこと、計画図面を見せてもらいまして、非常に燃えておられまして、なんとか頑張っておほしいな、と思いました。

議 長

はい、詳しい報告ありがとうございます。
次に、報告第2号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P12~P13)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、7月8日から8月10日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
お目通しをお願いします。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

...

議 長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P14~P21)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、7月8日から8月10日の間に受け付けたもの59件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議 長

有り難うございます。
それでは、何かご質問等ございませんか。

各委員

...

議 長

4番5番について、姫路市が譲り受け学校用地に転用するとのことですが、どこの学校ですか。なにになるのか、わかりますか。

中塚委員 山陽中学校です。山陽中学校の東側に船場川があって、その間に農地があつて、草刈りに苦労されていさうです。それがテニスコートになるようです。

議 長 わかりました、有り難うございます。
ほかに、なにかございますか。

各委員 ……。

議 長 それでは、報告第3号について確認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議 長 「異議なし」の声を得ましたので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第4号（P24～P25）を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が1件、使用貸借契約の解約の通知が8件ございました。利用権に該当するものは3件で、うち、農地中間管理事業に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「無償」となっております。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議 長 有り難うございます。
なにか、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議 長 特にないようですね。
次に報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第5号（P26）を説明する。
〔畑地転換届について〕

畑地転換届について、この度は、1件の届出が出ております。

打越の田426㎡につきまして、打越の[]より「ほ場の高低差を解消し規模を拡大し効率化を図る」との届出です。現況は「田」となっております。この案件、先に3条でご審議頂いた案件と同一の農地ですが、3条の許可が得られた後に、盛り土をして2つの圃場の高さを合わせ、田として水稻を作付けする計画となっております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長 議案第2号の12番のところ、先ほど話が出ていた件ですね。
なにか、ご質問等ございますか。

各委員 ……。

議 長 特にないようですね。それでは、報告第5号について、確認とさせていただきます。

それでは、次に報告第6号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第6号(P27~P28)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、7月は10件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

議長

報告、有り難うございます。
次に報告第7号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第7号(P29)を説明する。
〔農業経営改善計画(認定農業者)の認定について〕

農業経営改善計画の認定について、7月の会長決裁分です。

林田町において露地野菜を作付けしている[]につきまして、市長へ、農業の経営拡大及び利益率の向上など、改善に向けた取り組みをされていることや、営農している農地に遊休農地はないことから、問題はなく、認定農業者として「適切」と回答していました。

その結果としまして、[]は7月25日付けで認定したと姫路市長より通知がありましたので、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

・・・

議長

それでは、報告第7号について、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
次に報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第8号(P29)を説明する。
〔令和4年度農地パトロールの結果について〕

実施地区等について、北西部は8月18日に書写・白鳥校区及び安富町を対象とし、坂口委員、佐伯委員、馬林委員、山本委員に参加いただきました。北東部は、19日に豊富町及び花田町、御国野町を対象とし、萩原委員、山口委員、岸本会長、井上委員に参加いただきました。中南部は、広畑区、大津区、勝原区及び仁豊野ほかを対象とし、船引委員、田尻委員に参加いただきました。

実施結果ですが、各地区の状況は、表中のとおりとなっています。裏面をご覧ください。3地区の合計を記載しております。農地パトロールの対象は、133筆、58,133筆でございます。作付耕起が1筆402㎡、保全管理が13筆10,203㎡、遊休農地(A分類)が64筆47,528㎡、うち1筆については、一部無断転用がありました。荒廃農地(B分類)が55筆34,970㎡でございます。遊休農地については、今後、農地を適正に管理するよう指導文を送付する予定でございます。

以上です。

議長

有り難うございます。
只今の事務局の説明について、ご意見等ございませんか。

各委員

……。

議長

それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認いたします。
それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時55分 終了)

議事録署名委員

(議長)

岸本 英夫

(署名委員)

宮下 裕光

(署名委員)

橋本 静枝
